

第六條 本會は、農業者の利益を保護し、農業者の生活を改善し、農業者の福利を増進することを目的とする。

第七條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第八條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第九條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十一條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十二條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十三條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十四條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十五條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十六條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十七條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十八條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第十九條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

第二十條 本會は、農業者の生活の安定を期し、農業者の生活の向上を期し、農業者の生活の幸福を期す。

農業者生活安定會  
 財團法人協同會大阪支所

- 畑年貢ヲ全免シロ！ 麥年貢ヲ全免シロ！
- 潅納小作料及ビ借金ヲコノ際マケロ！
- 差押、土地取上、立禁絶対反對！（コレハ裁判所、官憲、政府ニ對シテモ）
- 作場道、用排水溝ヲ完備セヨ！ 水利費ハ全部働カヌ地主ガ出セ！
- 賦役ニ對スル日當ヲ地主ガ出セ！
- 肥料、種子、種紙、農道具ヲ地主ガ貸與セヨ！
- 肥料商、高利貸、ソノ他ノ個人的借金ハ
- 借金ヲ待テ、利子ヲマケロ！
- 農會ソノ他ノ農業團體ニ對シテハ
- 農會費ハ會員割ヲ止メテ働カヌ地主ノ負擔ニセヨ！
- 有害無益ナ農會ヲ廢止セヨ！
- 農業團體（養蠶組合ソノ他）ノ負擔廢止！（蠶、麥カン農田ノ